

第 18 号議案

足立区事務手数料条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区事務手数料条例等の一部を改正する条例
(足立区事務手数料条例の一部改正)

第 1 条 足立区事務手数料条例(昭和 33 年足立区条例第 1 号)の一部
を次のように改正する。

別表第 2 中 4 2 の項及び 4 3 の項を削り、4 4 の項を 4 2 の項とし、
4 5 の項から 9 6 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

(足立区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例(令和 3 年足立区
条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

付則第 4 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に
改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

東京都ふぐの取扱い規制条例の改正等に伴い、規定を整備する必要が
あるので、この条例案を提出いたします。